

8	R8.3.16	R8.4.3	○（新宿区歌舞伎町○-○-○）の○に係る防火対象物使用開始届出書（平成29年4月3日 新宿消防署予防課防火安全対策係第11号）	11	●																実施機関に届出されていないため、存在しない。	東京消防庁 予防部 予防課
9	R8.3.17	R8.4.3	○（新宿区百人町○-○-○）の7階に係る防火対象物使用開始届出書（令和7年5月13日 新宿消防署予防課第150号）の鑑	1	●																	東京消防庁 予防部 予防課
10	R8.3.24	R8.4.6	○（台東区根岸○-○-○）に係る防火対象物使用届出書その1（昭和44年1月20日 下谷消防署予防課第14号）	13	●																（7条2号） 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号） 公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁 予防部 予防課

15	R8.3.26	R8.4.7	<p>○（港区虎ノ門〇-〇-〇）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和62年2月18日 芝消防署予防課第3101号）に添付されている案内図、配置図及び平面図</p>	8		●						●		●																							<p>（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7条4号） 公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため</p>	<p>東京消防庁 予防部 予防課</p>
16	R8.3.26	R8.4.7	<p>○（調布市仙川町〇-〇-〇）に係る防火対象物使用開始届出書（令和8年1月30日 調布消防署つつじヶ丘出張所第41号）の検査結果書</p>	1		●																															<p>（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため</p>	<p>東京消防庁 予防部 予防課</p>

26	R8. 3. 17	R8. 4. 16	<p>○（新宿区西新宿〇-〇-〇）に係る以下の公文書</p> <p>1 消防用設備等の特例基準適用申請書（昭和59年8月7日新宿消防署予防課第605号）の鑑、屋内消火栓設備緩和申請部分概要一覧表及び特例基準適用調査書</p> <p>2 消防用設備等の特例基準適用申請書（昭和58年3月25日新宿消防署予防課第256号）の鑑、別紙1及び特例基準適用調査書</p> <p>3 消防用設備等の特例基準適用申請書（昭和58年9月14日新宿消防署予防課第779号）の鑑及び特例基準適用調査書</p> <p>4 消防用設備等の特例基準適用申請書（昭和59年6月29日新宿消防署予防課第510号）の鑑、別紙及び特例基準適用調査書</p> <p>5 消防用設備等の特例基準適用申請書（昭和60年3月1日新宿消防署予防課第198号）の鑑及びその別紙並びに特例基準適用調査書及びその別紙</p> <p>6 基準の特例等適用申請書（平成26年10月2日 新宿消防署予防課第29号）の鑑及び基準の特例等適用調査書</p> <p>7 消防用設備等の特例基準適用申請書（昭和58年9月14日新宿消防署予防課第779号）の鑑及び特例基準適用調査書</p> <p>8 消防用設備等の特例基準適用申請書（昭和58年10月22日 新宿消防署予防課第198号）の鑑及びその別紙並びに特例基準適用調査書及びその別紙</p> <p>9 消防用設備等の特例基準適用申請書（昭和59年3月21日新宿消防署予防課第203号）の鑑及びその別紙並びに特例基準適用調査書</p> <p>10 基準の特例等適用申請書（平成10年5月29日 新宿消防署予防課第366号）の鑑及び基準の特例等適用調査書</p>	48	●																															
27	R8. 4. 1	R8. 4. 16	<p>○（台東区日本堤〇-〇-〇）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和55年11月25日 日本堤消防署予防課第419号）に添付されている案内図、配置図、平面図及び立面図並びに断面図及び矩計詳細図</p>	12	●																															

東京消防庁
予防部
予防課

東京消防庁
予防部
予防課

31	R8. 4. 3	R8. 4. 17	<p>○（墨田区立花〇ー〇ー〇）に係る以下の公文書</p> <p>1 消防用設備等設置届出書（平成11年3月17日 向島消防署立花出張所第11号）</p> <p>2 消防用設備等設置届出書（平成11年3月8日 向島消防署立花出張所第1号）</p>	24	●																<p>（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7条4号） 公にすることにより、偽造等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため</p>	東京消防庁 予防部 予防課
32	R8. 4. 10	R8. 4. 20	<p>○（墨田区本所〇ー〇ー〇）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和40年3月23日 本所消防署第12号）に添付されている平面図及び立面図</p>	5	●	●					●	●									<p>（7条2号） 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号） 公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため （不存在） ○に係る竣工時の消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備、誘導灯及び連結送水管）に添付されている設備系統図及び平面図は実施機関で取得していないため、存在しない。</p>	東京消防庁 予防部 予防課
33	R8. 4. 7	R8. 4. 20	<p>○（世田谷区尾山台〇ー〇ー〇）に係る以下の公文書</p> <p>1 消防用設備等着工届出書（平成10年8月13日 玉川消防署予防課第134号）の系統図及び平面図</p> <p>2 消防用設備等着工届出書（平成10年8月13日 玉川消防署予防課第135号）の系統図及び平面図</p>	24	●							●	●								<p>（7条2号） 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号） 公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため</p>	東京消防庁 予防部 予防課

49	R8. 4. 17	R8. 4. 28	○（杉並区高円寺南〇-〇-〇）に係る消防用設備等設置届出書（平成3年7月9日 杉並消防署予防課第707号）の設備図及び系統図	9		●																													<p>（7条4号） 公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため</p>	東京消防庁 予防部 予防課
50	R8. 4. 20	R8. 4. 28	○橋（練馬区中村〇-〇-〇）の自動火災報知設備に係る基準の特例等適用通知書	0			●																												<p>当該公文書は実施機関で作成していないため、存在しない。</p>	東京消防庁 予防部 予防課

51	R8. 3. 11	R8. 4. 13	<p>○（品川区西五反田〇-〇-〇）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和63年11月5日 品川消防署予防課第3156号）の平面図及び立面図</p>	16		●					●																									
----	-----------	-----------	--	----	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（7条2号）
 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため
 （7条4号）
 公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため

東京消防庁
 予防部
 予防課

52	R8. 2. 16	R8. 4. 3	<p>火災調査書類（令和7年12月15日7杉予第345号）のうち、火災調査書、出火原因判定書、現場見分調査書及び鑑識見分調査書</p>	44	●														<p>（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p> <p>（7条6号） 他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 当庁が行う火災調査事務に関する情報であつて、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	東京消防庁 予防部 調査課
----	-----------	----------	---	----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------

53	R8. 2. 24	R8. 4. 27	火災調査書類（令和6年4月10日4板予第530号）のうち、火災調査書、出火原因判定書、火災出場時における見分調査書、現場見分調査書及び質問調査書	59	●																													
----	-----------	-----------	--	----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（7条2号）
 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため
 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため
 （7条6号）
 他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

東京消防庁
 予防部
 調査課

54	R8. 2. 27	R8. 4. 28	火災調査書類（令和6年12月20日6立谷第202号）のうち、火災調査書、出火原因判定書、現場見分調査書、鑑識見分調査書、質問調査書及び建物以外の損害調査書	47		●													<p>（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p> <p>（7条6号） 他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	東京消防庁 予防部 調査課
----	-----------	-----------	---	----	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------

55	R7. 3. 2	R9. 4. 30	火災調査書類（平成23年10月28日23志予（調）第15号）のうち、火災調査書	2		●						●													<p>（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p> <p>（7条6号） 他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	東京消防庁 予防部 調査課
56	R8. 3. 5	R8. 4. 30	火災調査書類（令和8年2月17日7麻予第678号）のうち、火災調査書及び現場見分調査書	18		●						●		●											<p>（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p> <p>（7条6号） 他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	東京消防庁 予防部 調査課

57	R8. 3. 10	R8. 4. 28	火災調査書類（令和7年8月29日7深枝第58号）のうち、火災調査書	2		●													<p>（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p> <p>（7条6号） 他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	東京消防庁 予防部 調査課
58	R8. 3. 11	R8. 4. 30	火災調査書類（令和8年2月18日7荒音第99号）のうち、火災調査書	2		●													<p>（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>（7条6号） 他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	東京消防庁 予防部 調査課

59	R8. 4. 2	R8. 4. 16	火災調査書類（令和8年3月31日7芝三第164号）のうち、 火災調査書	2		●					●																								<p>（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>（7条6号） 他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	東京消防庁 予防部 調査課
60	R8. 4. 2	R8. 4. 21	○（○）の概要	11		●					●																								<p>（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p>	東京消防庁 装備部 装備課

64	R8. 4. 16	R8. 4. 27	○（旧名称 ○ 東京都千代田区麹町○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成27年11月27日27麹予（防）第1964号）	50	●															東京消防庁 予防部 防火管理課
65	R8. 2. 20	R8. 4. 16	(1) 令和8年○月○日○時○分覚知、港区愛宕○丁目○番○号○階で発生したPA連携事案に係る災害受付 (2) 令和8年○月○日○時○分覚知、港区愛宕○丁目○番○号○階で発生したPA連携事案に係る災害受付	1	●					●	●							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 事業者が公にしていない電話番号であって、公にすることにより、事業活動が損なわれると認められるため	東京消防庁 警防部 総合指令室	

66	R8.3.23	R8.4.3	東京消防庁三河島家族待機宿舎敷地地質調査の金入り内訳書	9	●																																東京消防庁 総務部 施設課
67	R8.3.24	R8.4.3	(1)荻窪消防署久我山出張所（7）外壁その他改修工事 (2)足立消防署綾瀬出張所（7）空調設備その他改修工事 以上2件の金入り内訳書（諸経費計算書含む）	72	●																																東京消防庁 総務部 施設課

68	R8. 3. 25	R8. 4. 3	東京消防庁町田消防署忠生出張所庁舎ほか 1 か所敷地地質調査の仕様書及び金入り内訳書	73	●																																		東京消防庁 総務部 施設課
69	R8. 3. 26	R8. 4. 9	(1)東京消防庁西新井消防署本木出張所旧庁舎（7）解体工事 (2)東京消防庁本所消防署東駒形出張所旧庁舎（7）解体工事 (3)東京消防庁旧若林单身待機宿舍（7）解体工事 (4)東京消防庁本田消防署青戸出張所旧庁舎（7）解体追加工事その2 (5)東京消防庁旧双葉町都職員住宅（7）解体工事 (6)東京消防庁田園調布消防署久が原出張所旧庁舎（7）解体工事 (7)東京消防庁本田消防署青戸出張所旧庁舎（6）解体工事 (8)昭島消防署昭和出張所旧庁舎（6）解体追加工事 以上 8 件の金入り内訳書	218	●																																		東京消防庁 総務部 施設課

70	R8. 4. 9	R8. 4. 17	赤羽消防署西が丘出張所（7）空調設備改修工事の代価表、共通費算定書及び見積比較表	28	●																													東京消防庁 総務部 施設課
71	R8. 4. 16	R8. 4. 17	(1)東京消防庁三河島家族待機宿舎改築工事基本設計 (2)東京消防庁町田消防署忠生出張所庁舎改築工事基本設計 (3)東京消防庁矢口消防署庁舎改築工事基本設計 以上3件の金入り内訳書及び特記仕様書	126	●																													東京消防庁 総務部 施設課

84	R8. 4. 10	R8. 4. 23	○（事業所名 ○（店舗名：○））（東京都港区新橋○丁目○番○号）に係る立入検査結果通知書（令和5年7月26日交付）	3		●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
----	-----------	-----------	---	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

86	R8.4.21	R8.4.23	○（東京都豊島区西池袋○丁目○番○号）に係る立入検査結果通知書（令和元年11月21日交付）	2	●																														東京消防庁 予防部 査察課
87	R8.4.23	R8.4.28	○（東京都墨田区太平○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	0																															東京消防庁 予防部 査察課

当該公文書は、平成26年〇月〇日に受理した1年保存の公文書であるため、平成27年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない。

88	R8. 4. 23	R8. 4. 30	○(東京都世田谷区下馬○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のかがみ(令和8年3月31日7世予(報)第3567号)	1		●																													(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁 予防部 査察課
89	R8. 4. 15	R8. 4. 22	7 経年防火水槽再生工事その3 7 経年防火水槽再生工事その4	1		●																														東京消防庁 防災部 水利課